

## マイナンバーの提出について

平成27年10月より、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)が施行されました。これに伴い、「奈良国立大学機構特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針」及び「奈良国立大学機構特定個人情報等取扱規程」を定め、特定個人情報等取扱規則第3条に定める利用目的に限り、個人番号の取得、利用、保管等に関する安全管理措置を講じて、適切に取り扱うこととしています。

また、平成28年1月から行政機関等への申告書等において、個人番号の記載が必要とされていることから、この度、下記の利用目的のために、貴殿のマイナンバーを提出していただくこととなります。

つきましては、下記書類を教務課窓口までご提出ください。なお、窓口にて「マイナンバー提出用封筒」を配布しますので、その場で中身が見えないようにご本人に封入していただき提出いただきます。

### 記

#### 【提出書類】

##### ①マイナンバー届出書(別紙)

##### ②番号確認書類のコピー(以下のいずれか1つ)

- ・マイナンバーカード(ICカード)(裏面)
- ・通知カード(紙)※記載情報と現況に相違がないもの
- ・住民票(マイナンバーの記載があるもの)

##### ③身元確認書類のコピー※(以下のいずれか1つ)

- ・マイナンバーカード(ICカード)(表面)
- ・運転免許証
- ・パスポート

※上記のいずれも所有していない場合は、以下より2種類のコピーを提出

- ・健康保険被保険者証(被保険者証の記号・番号をマスキングしたもの)
- ・年金手帳(基礎年金番号をマスキングしたもの)
- ・学生証

#### 【利用目的】奈良国立大学機構特定個人情報等取扱規程第3条

- 一 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- 二 個人住民税関連事務
- 三 雇用保険届出事務
- 四 共済組合関連事務
- 五 健康保険・厚生年金保険届出事務
- 六 国民年金第3号被保険者届出事務
- 七 勤労者財産形成貯蓄届出事務
- 八 報酬・料金等の支払調書作成関連事務
- 九 高等学校等修学支援金受給資格確認事務